

食
と
緑
の
東 三 河 地 域
レポ ー ト 2025

— 令和6年度の実施報告 —

令和7年7月

目次

I	食と緑の東三河地域レポート作成の趣旨	1
II	重点推進事項ごとの主な取組内容	2
1	農業の多様な担い手の確保・育成	
(1)	農起業支援センター活動	3
(2)	新規就農者の早期経営安定支援	3
(3)	女性農業者の参画促進	4
(4)	基幹経営体の育成	4
2	農業の生産力維持・強化・危機管理の構築	
(1)	農業生産力の維持・強化に向けた産地の取組の実施	5
(2)	スマート農業の実証	5
(3)	新技術・新品種等の普及推進	6
(4)	高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病の対策と飼養衛生管理の徹底	6
3	農地の基盤整備と集積の推進	
(1)	農地・農業用施設の整備・更新	7
(2)	担い手への集積支援	7
4	里山林等の保全・活用の推進	
(1)	里山林等の保全管理の支援	8
(2)	小中学生等に対する普及啓発	8
5	活力ある水産業の確立	
(1)	経営多角化の推進	9
(2)	水産業を理解し身近に感じる活動の推進	9
6	暮らしを守る防災・減災対策	
(1)	農業用排水機場の更新整備、農業用ため池の整備	10
(2)	治山施設の整備の推進	10
III	地域の特徴的な取組事例	
(1)	イチゴ産地の新規就農者確保・育成の取組	11
(2)	田原市におけるスプレーギク品種「ジャガー」の導入推進	12
(3)	田原市における環境にやさしい輪ギク栽培の取組	13
(4)	トマト・ミニトマトにおける高温対策の取組	14

(5)農地中間管理機構と連携した農地集約の取組・・・・・・・・・・	15
(6)「漁業士の料理講習会」の開催・・・・・・・・・・	16
(7)農業用施設、山地等への防災・減災対策・・・・・・・・・・	17
Ⅳ 食と緑の基本計画2025東三河地域重点推進プラン施策目標達成状況一覧	18

I 食と緑の東三河地域レポート作成の趣旨

愛知県は、将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費及び利用、農地や森林等の有する多面的機能の発揮による安全で良好な生活環境の確保を基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を平成 16 年 4 月に施行し、この条例の基本理念の実現を図るため、「食と緑の基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成 17 年 2 月に、基本計画 2015 を平成 23 年 5 月に、基本計画 2020 を平成 28 年 3 月にそれぞれ策定、公表しました。

令和 2 年 12 月には第 4 期基本計画として、令和 7 年度（2025 年度）を目標年度とする「食と緑の基本計画 2025」を策定、公表しました。

東三河農林水産事務所では、東三河地域の特色である全国屈指を誇る農業生産、遠州灘や三河湾での漁業生産、奥三河の森林地帯の一角をなす林業生産等を踏まえ、基本計画に掲げる施策を着実に推進するために、この地域で重点的に取り組む事項を定めた実践計画として、「食と緑の基本計画 2025 東三河地域重点推進プラン」（以下「地域重点推進プラン」という。）を令和 3 年 2 月に策定しました。

この地域レポートは、地域重点推進プランの進行管理の一環として、地域の関係者と共通認識を深めるため、令和 6 年度に実施した重点推進事項ごとの主な取組の内容と地域の特徴的な取組事例を抜粋し取りまとめたものです。

令和 7 年度においても、地域推進プランに即して施策を推進していきますので、地域の関係者の皆様には、それぞれの立場から積極的な取組をお願いします。

Ⅱ 重点推進事項ごとの主な取組内容

地域重点推進プラン「3重点推進事項」として、6つの重点推進事項のもとに、令和6年度に生産者、県民、各市、関係団体の方々と具体的に取り組んできた内容及び今後の取組を取りまとめました。

※ 取組に記した「課名」は、主体的に取組を推進する所内の担当課を表します。

持続可能な開発目標 SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されています。

農山漁村において、農地・森・海といった自然環境を基盤に、食料の生産を担っている農林水産業は、SDGsの17のゴールと幅広く関わっています。

「食と緑の基本計画 2025 東三河地域重点推進プラン」では、SDGsへの関わりを明らかにするため、取組ごとに関連するゴールのアイコンを表示しました。



1 農業の多様な担い手の確保・育成



(1) 農起業支援センター活動

【具体的な取組】

農業改良普及課・田原農業改良普及課

農業改良普及課（東三河農起業支援センター）および田原農業改良普及課（田原農起業支援センター）では、就農希望者からの相談に対応し、経営知識や栽培技術、就農支援制度等の情報提供を行いました。その結果、令和6年度は65名が新規就農しました。



【就農相談】

また、就農希望者の研修や就農直後の経営確立を後押しする「新規就農者育成総合対策」の事業活用を支援しました。

田原農業改良普及課では、田原市営農支援課とワンフロア化しており、普及課が行う経営相談や技術指導と、営農支援課が行う農地情報の提供などの支援をワンストップで行えるようにして、相談者の利便性を向上させています。

【今後の取組】

近年の新規就農形態は、新規学卒者が減少し、Uターンや新規参入者が増加するなど大きく変化し、新規就農希望者の相談ニーズが多様化しています。農業改良普及課および田原農業改良普及課では、農業大学校に設置された農起業支援ステーションと連携するとともに、市・JAなど関係機関・団体と協力して新規就農者の就農と定着に向けた支援を行っていきます。



(2) 新規就農者の早期経営安定支援

【具体的な取組】

農業改良普及課・田原農業改良普及課

新規就農者は、就農前の経歴が多様化し、農業経営に必要な基礎知識や技術を習得する機会が少ない傾向にあります。このため、経営に必要な基礎知識や技術を習得するための研修会を開催しました。

農業改良普及課および田原農業改良普及課で合わせて12回開催し、延べ117名が参加しました。

研修会では、土壌肥料や病害虫、農業機械、経営管理等の基礎知識の講義を行ったほか、作目別に分かれて、先輩農業者を交えた意見交換会を実施しました。また、新規就農者の経営課題を整理して、今後の経営目標を明確にする機会を設けました。



【部門別研修の様子】

参加者からは「他の農業者の考え方が聞けて参考になった」、「今後の経営に生かしていきたい」などの感想があり、農業経営に関する基礎知識・技術が理解され、仲間づくりができて営農意欲も向上しているようでした。

【今後の取組】

引き続き、新規就農者に対して農業の基礎知識・技術を習得する研修会を開催していきます。また、個別の経営指導にも力を入れ、定着に向け新規就農者の早期経営安定を図っていきます。

(3) 女性農業者の参画促進

[具体的な取組]

若い女性農業者が経営に参画して生き生きと活躍できるように、農業改良普及課では「フレッシュミズセミナー」、田原農業改良普及課では「田原なのはな講座」を、合わせて6回開催し、延べ31名が参加しました。「先輩女性農業者による働き方改善」、「ライフプランの作成」、「農業簿記」、「農産物活用」、「労働環境整備」などの講座を開催し、受講者から経営参画レベル向上のための知識・技術習得に前向きな姿勢が見られました。

受講者は女性農業者の経営参画事例を学ぶことで経営参画意欲が向上し、他の受講者との交流により情報収集や横のつながりの大切さを認識しました。

また、女性農業者の社会参画を推進するため、農村生活アドバイザーによる「行政や農業団体への提言」に向けた支援を行いました。令和6年度は、農村生活アドバイザー協会東三河支部はJAひまわり組合長への提言（JAひまわりの集出荷場の運営体制整備について）、田原支部は田原市農林水産部への提言（定年帰農に向けたPR支援、相談対応、農地利用促進について）を行いました。

[今後の取組]

引き続き、若い女性農業者を対象とした講座を開催し、経営参画レベル向上のための知識・技術習得を推進します。

また、女性農業者が社会参画を推進するための活動を支援します。

農業改良普及課・田原農業改良普及課



【フレッシュミズセミナーでの講演会の様子】

(4) 基幹経営体の育成

[具体的な取組]

380戸の基幹経営体に対して、経営上の問題点の把握と改善策の立案ができるよう助言指導を行い、農業経営改善計画の作成を支援しました。

また経営改善に向けて、低コスト省力化や生産性向上のための技術改良、近年の気候変動に対応した新品種の導入などを指導するとともに、農業制度資金や国・県・市の各種補助事業の活用などを支援しました。

水稻、ミニトマト、露地野菜、イチゴ、スプレーギク、キク、カンキツ、養豚など14経営体を対象に「農業経営者サポート事業」の活用を推進し、中小企業診断士や税理士などの専門家と協力して経営指導に取り組み、経営体の法人化、経営継承、雇用管理、6次産業化などの経営改善を支援しました。

[今後の取組]

今後も、農業経営改善計画の作成と経営改善を支援し、基幹経営体の経営安定と発展を目指します。

また、引き続き農業経営者サポート事業を活用して、専門家と協力した経営指導を行います。

農業改良普及課・田原農業改良普及課



【経営改善計画作成の様子】

2 農業の生産力維持・強化・危機管理の構築



(1) 農業生産力の維持・強化に向けた産地の取組の実施

[具体的な取組]

農 政 課

収益力強化に計画的に取り組む産地を対象に、計画の実現に必要な農業機械の導入や栽培施設の整備等を支援しています。

令和6年度は、19産地41件（豊橋市9産地21件、豊川市5産地12件、蒲郡市1産地1件、田原市4産地7件）の取組に対し、産地生産基盤パワーアップ事業、あいち型産地パワーアップ事業を活用した支援を行いました。

19産地41件の主な内訳は、品目別では大葉等の「つまもの」が8件で最も多く、次いで、キャベツとイチゴが7件、トマトと水稻・小麦・大豆が4件でした。

事業内容別では、自動操舵機能付きトラクターに代表されるスマート農機等の機械の導入が20件、栽培施設の新設が11件、栽培システムの導入や施設管理の自動化など栽培施設の機能向上が10件となっており、それぞれの品目で省力化、大規模化が進展しています。



【夏季の高温に対応した大型のキャベツ育苗施設】

[今後の取組]

収益力強化を目指す産地や一定の要件を満たす者を対象に、産地戦略の策定を促すとともに、策定した産地戦略の実現に必要な施設の整備や機械の導入を支援します。



(2) スマート農業の実証

[具体的な取組]

農業改良普及課・田原農業改良普及課

田原市内のキャベツ、ブロッコリー等の露地野菜農家で、畝立て用トラクターに装着する自動操舵システムの導入が急速に進んでいます。導入費用は、海外製の自動操舵システムで1台当たり約110万円ですが、田原市スマート農業推進補助金等の活用により、これまでに89台が導入されています。

自動操舵システムの導入メリットは、作業精度の高さ、省力性、操作の簡便性などにあり、農業者からは、まっすぐで等間隔な畝が立つこと、スプリンクラーの移設などで畝立て順序を変えても畝の重なりがずれない点などが高く評価されています。

田原農業改良普及課では、令和6年8月号のアグリベース通信で自動操舵システムを紹介するとともに、自動操舵システムの作業精度を実証し、農業者に情報提供することで、導入推進を図っています。



【自動操舵システムによる畝立て作業】

[今後の取組]

スマート農業技術を導入して農業経営の改善に取り組む農業者を支援するとともに、必要な情報を提供し、農家への技術導入を支援します。

(3) 新技術・新品種等の普及推進

[具体的な取組]

管内で約 100ha 栽培されている水稻の早生品種「ゆめまつり」は、高温により白未熟粒の比率が増加し、農産物検査等級が2～3等となる状況が続いていました(写真右)。

愛知県では、平成 27 年から JA あいち経済連との共同研究で高温耐性を持つ品種の育成を行い、令和5年度に新品種「あいちのこころ」が愛知県奨励品種に採用されました。「あいちのこころ」は白未熟粒の発生が少ない上、大粒で食味がよく、精米時の歩留まりも良いため、生産拡大が期待されています。

農業改良普及課では、令和6年度に 13ha の試験栽培を実施した結果、白未熟粒も少なく(写真左)、収量も慣行品種と同等以上と良好でした。令和7年度からは約 100ha で栽培が始まり、管内の早生品種の品質・収量の向上が期待されます。

農業改良普及課・田原農業改良普及課



【玄米の比較】

[今後の取組]

早生品種以外の極早生品種(コシヒカリ)、中生品種(あいちのかおりSBL)においても、高温による白未熟粒の発生により農産物検査等級が低下しています。それらの品種における白未熟粒の発生を抑えるため、「あいちのこころ」の作期拡大を今後検討していきます。

(4) 高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病の対策と飼養衛生管理の徹底

[具体的な取組]

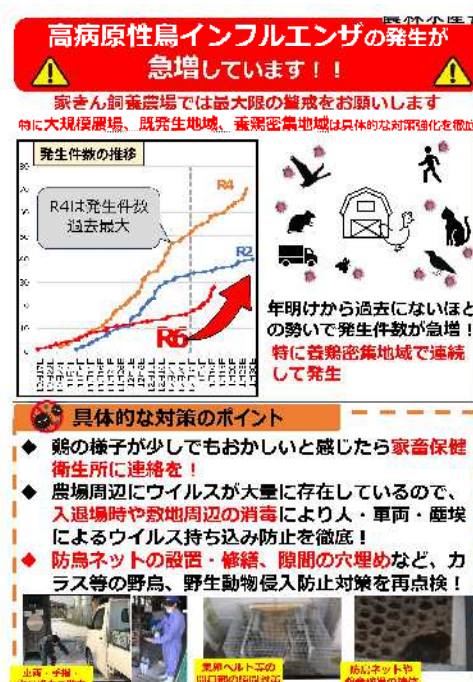
令和6年度は、知多地域で高病原性鳥インフルエンザが連続発生し、13戸約186万羽の採卵鶏・鶉が殺処分されました。管内では、令和4年度に豊橋市で2戸33万1千羽の採卵鶏・アヒルが殺処分されました。昨年度は、県域・知多地域の防疫部会が発足し、防疫措置を行い終息しましたが、当地域からも情報総括員等の派遣などで支援を行いました。

[今後の取組]

病気の特性上、いつどこで発生してもおかしくないことから、従来からシーズン前に発生を想定した模擬演習を地域防疫部会で行っており、今後も継続して行います。併せて、連続発生に備えた対策や、発生地域以外からの効果的な支援を検討していきます。

また、家畜保健衛生所は右資料のようなチラシ(農林水産省ホームページから引用)を、管内農家にFAXやメール、手渡し等で配布して、普段からの防疫・飼養衛生管理の周知・徹底(①農場に入る人・物・車両の消毒・衛生対策②衛生管理区域毎の独立管理③防鳥ネット設置やネズミ駆除等の野生動物の侵入防止対策)を呼びかけていますが、農林水産事務所も折々で、飼養衛生管理基準の徹底を呼びかけていきます。

農政課(東部家保)



【周知用チラシ】

3 農地の基盤整備と集積の推進



(1) 農地・農業用施設の整備・更新

[具体的な取組]

建設課・豊川用水課

担い手農家への農地集積・集約化や、生産コストの削減を促進するため、農地の区画整理や、農業用排水施設、農道等の整備・更新を推進しています。

令和6年度は、豊橋市、田原市において、農業用水路のパイプライン化や農地の大区画化等の整備を行いました。田原市の和地太田地区では、一部で新たな作付けが始まっています。



整備前の荒廃した農地

令和6年度の状況

【和地太田地区（田原市）】

[今後の取組]

現在、農地・農業用施設の整備・更新を行っている、かんがい排水事業（神野新田地区）及び経営体育成基盤整備事業（和地太田地区）等について、早期完了を目指して着実な事業推進を図ります。



(2) 担い手への集積支援

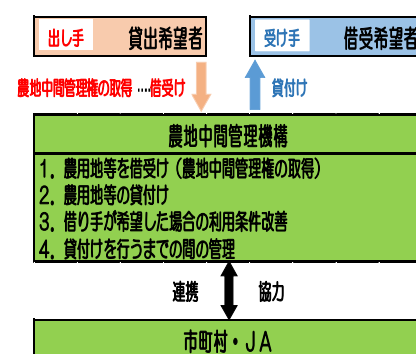
[具体的な取組]

農政課

東三河管内では、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して担い手に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。

5年間（令和3～令和7）の目指す姿として「農地中間管理事業による農地集積面積」を125ha増やす目標をたてており、令和6年度は単年度で92.7ha（累計391.2ha）となりました。

また、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための市町村の地域計画について、策定に関し情報の提供を行い、管内4市とも令和6年度末までに計画を策定することができました。

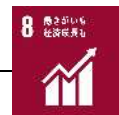


【農地中間管理事業の流れ】

[今後の取組]

令和7年4月から、農地の貸借、売買は農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画に原則として一本化されます。今後も、関係機関と協力して、農地中間管理事業の実施や策定した地域計画の実現に向け情報提供を行い、担い手等への集積支援を進めていきます。

4 里山林等の保全・活用の推進



(1) 里山林等の保全管理の支援

【具体的な取組】

豊川市では、東三河ふるさと公園において、里山林保全に関心のある地元の住民 18 名を対象に、里山林の保全団体である「とよかわ里山の会」及び林務課職員により、「里山保全活動体験会」を行いました。

里山林の現状や維持管理について、また、キノコに関する基本的な知識や原木椎茸の管理方法について、説明を行いました。

また、公園内で伐採した原木にしいたけの植菌を体験することで、里山林保全の必要性や活用方法などについて、理解していただきました。

林 務 課



【里山林保全管理の講義】

【今後の取組】

今後も引き続き、各市と連携して、担い手の育成に努め、間伐等による森林整備などの里山林の保全管理を支援します。



(2) 小中学生等に対する普及啓発

【具体的な取組】

豊橋市の「こども未来館ここここ」において、小中学生の児童・生徒及びその保護者計約 200 名を対象に、林務課職員が講師を務める森林・林業・木材利用に関するクイズ大会を行いました。

クイズ大会では、水源のかん養や二酸化炭素の固定などの森林の持つ役割や、多様な木の使いみちなどについて、クイズをとおして学んでもらうことができました。

児童たちが森林の有する多面的機能や木材利用の意義などについて興味を持ち、積極的にクイズに参加する様子が見られました。

林 務 課



【こども未来館での森林環境教育】

【今後の取組】

今後も引き続き、児童・生徒らが森林の持つ役割について理解できるよう、小中学生とその保護者及び教諭を対象とした普及啓発活動を行います。

5 活力ある水産業の確立

(1) 経営多角化の推進

[具体的な取組]

田原市福江湾内では、あさり漁業が盛んに行われており、この地区の基幹漁業となっています。しかし、近年あさり資源の変動が激しく、漁獲量が不安定です。

その対策として、あさりの単価向上による漁家収入の安定、あさり資源の有効活用や地元産あさりの認知度向上のため、渥美漁協と小中山漁協の若手漁業者が中心となって、平成27年から海中に張ったロープにカゴを吊るして養殖するあさりの垂下式養殖に取り組んでおり、県が指導・助言を行っています。

35mm前後の大粒のものだけを選別してカゴに入れ、あさりの身入りの指標として肥満度を調べ、独自の基準を満たしたものだけを出荷しています。

令和3年度には田原市の渥美半島たはらブランドに認定され、令和5年度には渥美漁協が「渥美垂下あさり かごいり娘」として商標を取得しました。

令和6年度は、養殖手法のさらなる効率化を図った結果、令和5年度より約186kg多い1,523kgの「渥美垂下あさり かごいり娘」を出荷することができました。

水産課



【垂下あさりの肥満度を確認する様子】

[今後の取組]

さらなる作業の効率化を進め、生産量を増加させるとともに、地元のイベント等への出店や広報活動による販路拡大を支援していきます。

(2) 水産業を理解し身近に感じる活動の推進

小学生に漁業と環境に対する理解を深めてもらう取組の一環として、令和6年11月に蒲郡市内の小学生を対象にアマモの種まき体験を行いました。

小学生達は地元漁業者などから愛知県の漁業の紹介、魚介類の子供が育つアマモ場の大切さや地元の海におけるアマモの繁茂状況について説明を受けた後、アマモの種が効率よく発芽するといわれる天然繊維でできた「ソステラ（アマモの意）マット」に海底の泥と混ぜたアマモの種を塗り込む体験をしました。

このマットはその後、専門業者によってアマモ繁殖に適した海域の海底に設置されました。



【アマモ種子の塗り込み風景】

[今後の取組]

この活動は、地域の漁業・環境啓発活動の一環として実施しているものです。今後も、漁業者や漁協、小学校の協力を得ながら、水産業や水産業を支える海の環境について、子供達により身近に感じてもらえるような活動に取り組んでいきます。

6 暮らしを守る防災・減災対策



(1) 農業用排水機場の更新整備、農業用ため池の整備

[具体的な取組]

全国屈指の農業地帯である東三河地域を、近年多発する集中豪雨や大規模地震の発生等による自然災害から守るため、農業用排水機場の計画的な更新整備や、農業用ため池の耐震・豪雨対策を推進しています。

現在、排水機場5ヶ所、ため池4ヶ所の整備を進めており、令和6年度は、農業用ため池の耐震・豪雨対策1ヶ所〔嵩山池（豊橋市）〕が完了しました。

建設課・豊川用水課



【嵩山池（豊橋市）】

[今後の取組]

現在、農業用排水機場の更新整備を行っている、たん水防除事業（野依地区、新梅敷地区）及び農業用ため池の耐震・豪雨対策を行っている防災ダム事業（ひょうたん池地区）等について、早期完了を目指して着実な事業推進を図ります。



(2) 治山施設の整備の推進

[具体的な取組]

県では、治山事業の実施により、表浜海岸における海からの暴風雨、越波等による浸食を防止するために土留工等の治山施設の整備を行い、令和6年度は35haの防災機能の向上を図りました。

また、松くい虫の被害が著しい保安林において、抵抗性クロマツを主体とする植栽等の森林整備を8.40ha行いました。

林務課



【治山施設（土留工）】

[今後の取組]

引き続き、治山事業を計画的に実施することにより、治山施設の整備を図り、地域の防災・減災機能の向上に努めます。

Ⅲ 地域の特徴的な取組事例

(1) イチゴ産地の新規就農者確保・育成の取組

◎取組の概要

- JAひまわりは就農インターン制度を設けて、就農希望者の農場研修を支援しています。さらに、就農希望者が多い、JAひまわりいちご部会に「新規栽培者研究部」を設けて、研修終了後の新規就農者に対して栽培技術の習得や経営管理能力の向上を支援する取組を始めました。
- 同研究部の活動は、いちご部会の優良農家のほ場見学、新規栽培者同士のほ場見学、優良農家をアドバイザーとした情報交換を年数回実施しています。令和6年度は研究部員11名で5回の活動を実施し、延べ25名が参加しました。農業改良普及課はJAと連携して、同研究部の活動を支援しています。
- しかし、新規就農者がイチゴ栽培の基礎知識を体系的に学び、栽培技術を習得する体制がまだ十分に整っていないため、参加者の意見集約をもとに、新規就農者がイチゴ農家として自立できるよう、同研究部の活動体制を整備しました。

◎取組の成果

- 農業改良普及課は同研究部に対し、部員（新規就農者）が各自で目標を持ち、目標達成や課題解決のために取り組むよう、提案しました。
- 同研究部の研究会で部員から活動に対して要望を聞き取ったところ、「自立した農家イメージを持ちたい」、「優良農家から学びたい、高いレベルを目指したい」等要望が出ました。
- 先進事例のJA西三河いちごスクールの取組を紹介し、同研究部の活動体制について意見交換しました。部員からは先進産地の研修体制がとても参考になったという感想が聞かれ、同研究部でも、自立した農家になるための研修体制を整備したいという要望が出ました。
- 新規栽培者研究部で話し合いを重ねた結果、新規就農者がイチゴ農家として着実に栽培技術や経営管理手法を習得できるように、研修中、就農1年目、就農2年目以降の経験年数別に必要な取組項目を整理しました（下表）。そして、それら取組項目を実践するためのカリキュラム（農家研修、座学、優良農家ほ場見学、部員ほ場巡回、個別相談等）を作成し、関係者の役割分担を明確にさせることで、同研究部の活動体制を整備できました。

◎今後の展開方向

新規就農者がイチゴ農家として早期に自立した経営を営めるように、引き続きJAひまわりいちご部会新規栽培者研究部の活動を、支援します。

取組番号	研修生	取組番号	就農1年目	取組番号	就農2年目以降
1-1	作業のコツ	2-1	作業の段取り	3-1	収量目標達成
1-2	基礎知識習得	2-2	基礎技術復習	3-2	経営目標達成
1-3	生理生態理解	2-3	振り返りと分析	3-3	作業効率上げる
1-4	観察力	2-4	生育診断	3-4	技術改善
1-5	地域に顔を売る	2-5	記録・データ活用	3-5	学びと助言
1-6	就農計画	2-6	労働時間	3-6	規模拡大
1-7	資金計画	2-7	質問、相談する	3-7	設備投資
1-8	自己施工・修繕の知識			3-8	労務管理

【自立したイチゴ農家になるための取組項目】

(2) 田原市におけるスプレーギク品種「ジャガー」の導入推進

◎取組の概要

- ・ 田原市は全国1位のスプレーギク産地であり、年間生産量は約5,800万本です。これは全国生産量の約25%に相当します。
- ・ 愛知県の試験場では更なる生産力強化に向けて、高温耐性の高い夏秋系品種の開発を進め、令和3年に「スプレーアイチ夏3号（流通名：ジャガー）」（写真1）が品種化されました。
- ・ 一方産地では、当時の夏秋系主力品種において、高温障害や、土壌病害によるロスが問題となっていました。
- ・ このような状況下において、「ジャガー」の導入推進の一環で土壌病害への罹病性を産地で調査したところ、立枯れ性病害に罹りにくいことが確認できました。
- ・ しかし、県育成品種は民間品種と異なり、導入2年目以降には穂（他品目の苗に相当）の購入ができません。このことが導入拡大の妨げとなっていました。
- ・ そこで、農業改良普及課と生産者、JAで産地内での穂の供給体制を検討し、穂の自家生産を推奨するとともにJAが穂の委託生産をする仕組みを構築しました。またJAが生産した穂は優先的に新規導入者に渡るような配慮がなされました。



写真1【ジャガー】

◎取組の成果

- ・ 産地内で穂の供給体制が整備されたことで、新規作付け者が一気に増加しました。
- ・ 既存の作付け者は、夏秋系の作付けがない期間にも各自のほ場で株を保持・管理することで、穂を計画的に増やすことができ、一人当たりの生産量も増加しました。
- ・ 「ジャガー」の出荷量は令和3年の1万本から令和4年には34万本、令和5年には120万本、令和6年には350万本と右肩上がりに増加しています。
- ・ 県の育成品種なので許諾料の負担が小さいこと、土壌病害や高温障害の被害減少も農家の所得向上に貢献していると考えられます。



写真2【親株の様子】

◎今後の展開方向

- ・ 令和7年度以降は、夏秋系の作付けがない期間に生産者各自が株を保持・管理する栽培体系の確立と普及を図り、田原市でのスプレーギク産地における「ジャガー」の栽培拡大に向けた支援を行い、産地の発展と農家の所得向上を進めていきます。

（３）田原市における環境にやさしい輪ギク栽培の取組

◎取組の概要

- ・ 田原市は全国一の輪ギク産地であり、年間約２億本が全国に出荷されています。
- ・ 輪ギクの主要害虫であるアザミウマ類（写真１）は、防除が難しく、食害や媒介する病気の被害が問題になっています。
- ・ アザミウマ類の防除の中心は薬剤散布ですが、品質を保つため頻繁に薬剤散布を行わねばならず、生産者の大きな負担となっています。
- ・ 新たな防除技術として、アザミウマ類の行動を抑制する赤色ＬＥＤ灯（写真２）の導入が始まっています。植物に赤色光を当てることでアザミウマ類が植物を認識しにくくなり、植物への誘引を防ぐことができます。
- ・ 赤色ＬＥＤを用いたアザミウマ類の防除技術は、環境にやさしい輪ギク栽培として産地での普及を目指しています。



写真１【輪ギクに害を与えるアザミウマ（体長約１mm）】

◎取組の成果

- ・ 今年度は赤色ＬＥＤの効果的な使用方法の調査を行い、ポイントは以下の３点であるとわかりました。
 - ① 設置方法：光を重ね合わせるようなイメージで複数のＬＥＤ灯を設置し、ハウス内にまんべんなく光が当たるようにします。
 - ② 夜間に照射すると虫が引き寄せられる可能性があるため、夜間の照射は行いません。
 - ③ 既に寄生しているアザミウマ類を植物から引き離す効果は無いので、多発生時は薬剤防除が必要となります。
- ・ １作にかかる赤色ＬＥＤの設置経費は１０a当たり約５,５００円であり、薬剤散布に比べて安価なことがわかりました。



写真２【輪ギクの生産現場で使われている赤色ＬＥＤ】

◎今後の展開方向

- ・ 赤色ＬＥＤを活用することで、アザミウマ類の食害による品質低下を軽減し、収益の向上が見込まれます。
- ・ 薬剤散布の回数を減らすことで、生産者の作業負担を軽くすることができ、減農薬による環境負荷低減が期待されます。
- ・ 管内の輪ギク生産者、農協をはじめとする関係機関と一体となって、環境に配慮した持続可能な輪ギク栽培に向けて取り組んでいきます。

(4) トマト・ミニトマトにおける高温対策の取組

◎取組の概要

- ・ 近年は記録的な猛暑に見舞われることが増え、農作物の品質低下や収量減少など農業経営に大きな影響が出ています。地球温暖化が進む中で、異常高温は今後も継続的に発生することが想定されています。
- ・ 当地域のトマト・ミニトマトにおいても、夏季の高温により着果不良や裂果が多発し、年内の収量が安定しないという問題を抱えています。そのため、高温条件下でも安定した収量を確保できる品種の導入が喫緊の課題となっています。
- ・ このような状況の中、国の令和5年度補正予算で創設された「高温対策栽培体系への転換支援事業」に、豊橋市のトマト及びミニトマト生産者の有志 10 名が取り組み、高温耐性品種の導入に向けた実証を行いました。

◎取組の成果

<事業内容>

- ・ トマトでは3品種、ミニトマトでは1品種の高温耐性品種について、それぞれの慣行品種と比較実証しました。調査ほ場の定植は7月上旬～8月下旬、収穫は9月から始まりました。
- ・ 調査は、着果率、収穫量、秀品率、規格外量などの項目について、9～12月にかけて行いました。また、消費者及び市場関係者を対象に、慣行品種も含めた食味評価も実施しました。

<事業効果>

- ・ トマト、ミニトマトともに、高温耐性品種の1つが慣行品種と比較して概ね良好で、産地の奨励品種に位置づけられることになりました。
- ・ 実証結果をもとに「高温耐性品種栽培マニュアル」が作成され、JA豊橋トマト部会、同ミニトマト部会で実証結果を踏まえた栽培管理の留意点が説明されました。

◎今後の展開方向

- ・ 作成された栽培マニュアルは、今後も新たな知見を追記して随時更新・活用し、令和8年度にはトマト、ミニトマトそれぞれ高温耐性品種の作付面積を1ha以上拡大普及していきます。
- ・ 高温耐性品種の普及だけでなく、遮光、換気、ミストなど他の高温対策技術を組み合わせ、高温対策栽培体系への転換を進めていきます。



【高温耐性品種の着果状況】



【生産者有志による調査】

(5) 農地中間管理機構と連携した農地集約の取組

◎取組の概要

- 関係機関の緊密な連携のもとに農地中間管理事業の総合的な推進を図るため、愛知県農地集積・集約化東三河地域推進会議を開催しています。
- 令和5年4月に「農業経営基盤強化促進法を一部改正する法律」が施行され、各市は地域農業の将来のあり方についての目標地図を含めた地域計画の策定に取り組み、令和6年度末までに策定が完了しました。
- 令和6年度は6月と3月に推進会議を開催し、農地中間管理事業の取組実績や目標の共有を図るとともに、各市から地域計画の策定状況についての情報提供を行い、各市・関係各課との連携が図られました。
- 地域計画の策定を通じて、地域の農業が抱える課題が浮き彫りになり、10年後を見据えた地域農業のあり方を考え、必要な取組を行うことが可能となりました。

◎今後の展開方向

- 令和7年4月から、農地の貸借、売買は、市町村が作成した農用地利用集積計画から、農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画に原則として一本化されることから、農地中間管理機構との連携が重要となってきます。今後は、各市・関係各課との連携をさらに深め、農地中間管理事業による農地集積・集約化を推進していくことで農地集約の取組を進めていきます。（※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能。）
- 策定した各市の地域計画の実現や計画のブラッシュアップに向け、今後の推進会議等の機会に情報提供に努めます。

【参考】

管内の地域計画の策定状況

市	策定地区数
豊橋市	7
豊川市	15
蒲郡市	8
田原市	7



【農地集積・集約化東三河地域推進会議の様子】

(6)「漁業士の料理講習会」の開催

◎取組の概要

愛知県産水産物の知名度の向上や魚食普及を促進するため、東三河管内の小学生とその保護者を対象に漁業士※とともに「直伝！漁師の親子料理教室」と題して、料理講習会を開催しました。

漁業士が講師となり、一般家庭で比較的調理しやすいメニューを参加者と一緒に作り、試食しました。

※漁業士とは、優れた漁業経営を行い、地域において指導的な役割を果たす漁業者として知事が認定した者で、県内63名、うち管内では19名が認定されています（令和7年4月1日現在）。

◎取組の成果

- ・ 令和6年9月7日（土）に田原市の「田原中部市民館」で料理教室を開催し、4組9名の親子が参加しました。
- ・ マダコ、アオメエソ（メヒカリ）、ユメカサゴ、シラス、アオノリ等地元で水揚げされた魚介類を使用した刺身や煮付け、唐揚げなど、一般家庭でも比較的調理しやすい料理を作り、試食しました。
- ・ 料理教室終了後に実施したアンケート結果では、「魚料理をしたことがなかったけど、今日をきっかけに家でも捌いてみたいと思いました。」、「魚介類の特徴などを調理しながら教えてもらい勉強になりました。」、「とても楽しくおいしかったです。」等の声が聞かれ、愛知県産水産物の知名度の向上や魚食普及の促進を図ることができました。

◎今後の展開方向

- ・ 今後も愛知県産水産物の知名度の向上や魚食普及の促進を図るため、引き続き「漁業士の料理講習会」を実施していきます。なお、令和7年度は蒲郡市で開催を予定しています。



【漁業士による調理指導】



【試食と意見交換】

(7) 農業用施設、山地等への防災・減災対策

◎取組の概要

- ・ 近年多発する集中豪雨等による農地、農業用施設や周辺集落等への被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、農業用排水機場の更新整備を行っています。
- ・ この更新整備は、既存排水機場の必要な排水機能を維持するため、建設後の経過年数が概ね40年を目途に更新するよう計画的に進めています。
- ・ また、更新整備に併せて、大規模地震の発生後も排水機能を維持できるよう、耐震化対策を実施しています。
- ・ 災害に強く安全で快適な環境の確保を図るため、荒廃した溪流の浸食や土砂の流出を防止したり、山腹斜面を安定させるために設置する治山施設の整備を進めています。

◎取組の成果



【整備中の梅敷排水機場】

- ・ 5か年計画の対象である5ヶ所の排水機場のうち既に3ヶ所が運転を開始しており、残り2ヶ所も整備を進めています。



【山地災害からの復旧を図る治山施設】

- ・ 土留工等の治山施設の整備を行い、令和6年度は35haの防災・減災機能の向上を図りました。

◎今後の展開方向

- ・ 現在実施している農業用排水機場の更新整備について、早期完了を目指して着実な事業推進を図るとともに、既存排水機場の適切な機能維持のため、施設管理者等と調整のうえ、計画的な更新整備を進めていきます。
- ・ 令和7年度以降も治山施設の整備により山地災害に対する防災・減災機能の向上を図られるよう、計画的に事業を実施していきます。

Ⅳ 食と緑の基本計画2025東三河地域重点推進プラン施策目標達成状況一覧

重点推進事項	目指す姿	目標 番号	2021年度		2022年度		
			実績	単年度評価	単年度実績	単年度評価	累計
農業の多様な担 い手の確保・育 成	新規就農者数 350人／5 年	1	49 (70)	C	50 (70)	C	99
	基幹経営体数 2,535 (5 年後)	2	2,589 (2,603)	B	2,597 (2,586)	A	
農業の生産力維持・強化・危機 管理の構築	生産力の維持・強化に向け た産地の取組実施数 35取組／5年	3	8 (7)	A	8 (7)	A	16
	スマート農業の実証数 5 件／5年	4	2 (2)	A	1 (1)	A	3
	畜産クラスター事業の実施 件数 10件/5年	5	0	単年度評価 なし	1	単年度評価 なし	1
	県産農林水産物等の付加価 値向上への取組 2件／5年	6	1	単年度評価 なし	0	単年度評価 なし	1
農地の基盤整備 と集積の推進	農地・農業用施設の整備・ 更新面積 708ha／5年	7	0 (0)	A	90 (90)	A	90
	農地中間管理事業による農 地集積面積 125ha／5年	8	99 (25)	A	125 (25)	A	224
里山林等の保 全・活用の推進	里山林等の保全活動支援・ 普及啓発 6回／年	9	8 (6)	A	13 (6)	A	
	里山林等の保全・活用面積 33ha(5年後)	10	32	A	33	A	
	ボランティア・NPO等の担 い手人数 365人(5年後)	11	357	B	361	B	
活力ある水産業 の確立	垂下式あさりの出荷量 300kg/年	12	276 (220)	A	665 (240)	A	
	あさり漁場となる干潟・浅 場の造成 1ヶ所以上／年	13	1 (1)	A	1 (1)	A	
	がざみ、なまこなど海産種 苗の放流 4種／年	14	4 (4)	A	4 (4)	A	
暮らしを守る防 災・減災対策	農業用排水機場の更新整備 による防災減災対策面積 171ha／5年	15	33 (33)	A	31 (31)	A	64
	農業用ため池の整備による 防災減災対策面積 131ha／5年	16	0 (0)	A	17 (17)	A	17
	治山施設の整備により山地 災害に対する防災機能の向 上が図られる面積 150ha／5年	17	30 (30)	A	29 (30)	B	59

*下段の（ ）は単年度の目標

重点推進事項	2023年度			2024年度（3月末）			担当課
	単年度実績	単年度評価	累計	単年度実績	単年度評価	累計	
農業の多様な担い手の確保・育成	66 (70)	B	165	65 (70)	B	230	両農業改良普及課
	2,581 (2,569)	A		2,563 (2,552)	A		両農業改良普及課
農業の生産力維持・強化・危機管理の構築	9 (7)	A	25	13 (7)	A	38	農政課園芸G
	1 (1)	A	4	1 (1)	A	5	両農業改良普及課
	2	単年度評価なし	3	0	単年度評価なし	3	農政課畜産G
	1	A 単年度評価なし	2	0	単年度評価なし	2	農政課企画G
農地の基盤整備と集積の推進	0 (0)	A	90	264 (285)	B	354	建設課・豊川用水課
	74.5 (25)	A	298.5	92.7 (25)	A	391.2	農政課農村G
里山林等の保全・活用の推進	9 (6)	A		6 (6)	A		林務課
	33	A		33 -	A		林務課
	361	B		487 -	A		林務課
活力ある水産業の確立	1,337 (260)	A		1,523 (280)	A		水産課
	1 (1)	A		1 (1)	A		水産課
	4 (4)	A		4 (4)	A		水産課
暮らしを守る防災・減災対策	32 (32)	A	96	0 (0)	今年度は完了 予定地区なし	96	建設課
	25 (25)	A	42	42 (42)	A	84	建設課・豊川用水課
	33 (30)	A	92	35 (30)	A	127	林務課

	今年度の目標達成率	年度末の状況	
		項目数	単年度評価項目数
単年度評価の対象	A（達成率100%以上）	12	12
	B（達成率80%以上100%未満）	2	2
	C（達成率80%未満）	0	0
単年度評価の対象外	今年度完了予定地区なし	1	
	単年度評価なし	2	
計		17	14



— 令和6年度の取組報告 —

令和7年7月

発行 愛知県東三河農林水産事務所 農政課

東三河県庁

豊橋市八町通5丁目4番地 〒440-0806

電話 0532-54-5111 内線 323